

上杉貞賞の推薦について

本町では、次のとおり「上杉貞賞」の被表彰者の推薦を募集しています。

この賞は、知的障がいのある方で、社会貢献などにより、他の模範や励みとなった方を表彰するものです。該当となる方がいる場合は、ぜひ、ご推薦ください。

■募集期間 10月3日(月)から31日(月)

■推薦対象者

町内に居住する知的障がいのある方で、自立更生、善行、社会に貢献するなど、他の模範や励みとなった方

■推薦方法

所定の推薦書に記入し、下記担当へ提出してください。

■被表彰者の決定

11月中に審査会を実施し、町長が決定します。表彰式は障害者週間（12月3日から9日）の間に行う予定です。

※上杉貞賞は、名誉町民である上杉貞氏の遺徳をしのび、ご家族から福祉の向上に寄与することを目的に寄せられた資金「上杉貞賞基金」により実施しています。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）



除雪をしてくれる 団体を募集

本町では、要保護世帯に対し、緊急時の避難経路確保を目的として除雪事業を行っています。近年は除雪作業団体の減少により除雪の実施に支障が生じています。

除雪事業を継続するため、次のとおり除雪作業団体を募りますので協力していただける団体はご連絡ください。

- 除雪期間 12月1日から令和5年3月31日
- 除雪範囲 町内の市街地
- 除雪日時 降雪10センチ以上のときに町からの指示により出動
- 内容 玄関先から公道までの人力除雪
- 委託料 町の算出規定に基づく金額
- 募集締切 10月31日(月)

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

福祉灯油に関する お知らせ

コロナ禍による原油価格や物価高騰による家計への負担を軽減するため、冬を迎える前に暖房用燃料費の助成を行います。
さらに、本年度は町独自の「家計応援助成金」を上乗せして支給します。

【対象世帯】

9月1日現在、別海町に住所を有し居住している①から⑤に該当する住民税非課税世帯

※世帯全員が施設入所や入院、その他自宅以外に生活の本拠を有している場合は助成の対象になりません。

- ①高齢者世帯 65歳以上の方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）のみで構成する世帯
- ②障がい者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ③ひとり親世帯 18歳未満の児童（平成16年4月2日以降に生まれた方）がいる世帯
- ④生活保護受給世帯
- ⑤上記に準ずる世帯で町長が特に必要と認めた世帯

【助成内容】

申請後、審査結果を決定通知書でお知らせします。

助成が決定した世帯には、世帯主の口座へ助成金を振り込みます。

1世帯あたり (暖房用燃料費等助成金)	(家計応援助成金)	(合計)
10,000円	+ 20,000円	= 30,000円

※生活保護受給世帯は5,000円+10,000円の合計15,000円となります。

【申請期間】10月3日(月)から令和5年2月28日(火)

【提出書類など】

申請時に必ずご持参ください。

- ・別海町福祉灯油助成金給付等申請書（第1号様式）（申請書は申請先や町ホームページで配布しています。）
- ・印鑑
- ・世帯主の通帳（口座番号などが確認できるもの）

※令和4年1月1日時点で別海町に住所を有していない方は、前住所地から非課税証明書の発行を受けて添付してください。

【申請先】 役場福祉課窓口、各支所、各連絡事務所

町ホームページ
検索キーワード

福祉灯油

検索

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310～1312）

ミニ手話講座 開催のお知らせ

手話にふれあう機会を通して知識を学び、手話や手話奉仕員への興味と関心を深めるため、次のとおりミニ手話講座を開催します。



■日程

- 第1回 10月23日(日)
午後1時30分から午後3時30分 (中標津会場)
- 第2回 11月1日(火)
午後6時30分から午後8時30分 (別海会場)
- 第3回 11月8日(火)
午後6時30分から午後8時30分 (中標津会場)
- 第4回 11月20日(日)
午後1時30分から午後3時30分 (別海会場)

■会場

- ・第1、3回講座 (中標津会場)
中標津町総合福祉センタープラット2階会議室、三世代交流室 (中標津町西10条南9丁目1番地4)
- ・第2、4回講座 (別海会場)
生涯学習センターみなくる1階リハーサル室1 (別海町別海旭町149番地1)

■主催 別海町、中標津町

■講師 一般社団法人釧路聴力障害者協会

■対象

- 別海町または中標津町に在住の方のうち、全4回のミニ手話講座を2回以上受講できる方で、次のいずれかに該当する方
- ①手話に興味のある方
- ②来年開催予定の「手話奉仕員養成講座」の受講を考えている方

■定員 20名程度 (先着順)

■受講料 無料

■内容 初心者向けの講座を予定しています。(全4回)

■申込方法

電話または申込みフォームからお申し込みください。

申し込み
フォーム



■申込期限 10月14日(金)

申込み・問合せ／
社会・障がい福祉担当 (内線1311)

森林の伐採や土地所有者変更に係る届出書について

森林の伐採や土地所有者変更には、届け出が必要です。森林に関する相談や不明な点などがありましたら、右記問合せ先へ気軽にご相談ください。

■森林を伐採するとき

伐採を始める日の90日から30日前までの間に町へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。(無断で森林を伐採した場合は、伐採の中止や造林を命じることがあります。)

■伐採が完了したとき

伐採完了後30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務付けられています。

■新たに森林の土地所有者になったとき

所有者となった日から90日以内に「森林の土地所有者届出書」の提出が必要となります。

問合せ内容・問合せ先

- ・普通林の伐採または伐採後の造林の相談
- ・火入れ行為に関する相談
- ・森林の土地の所有者届出制度に関する相談
- ・その他森林に関する相談

別海町役場産業振興部水産みどり課
TEL75-2111(内線1611~1613)

- ・保安林の立木伐採
- ・保安林内行為に関する相談
- ・林地開発行為(1ha以上の森林を伐採後草地などに造成・転用する場合)に関する相談
- ・その他森林に関する相談

根室振興局産業振興部林務課 TEL 0153-23-6844
根室振興局森林室 TEL 75-2304



造林地の殺そ剤空中散布のお知らせ

例年、造林木に食害を及ぼす野ネズミの駆除を目的として、ヘリコプターによる殺そ剤の空中散布を実施しています。本年も11月に実施を予定していますので、薬剤散布期間中は、町有林や民有林に近づかないようご理解とご協力をお願いします。

また、散布時期はヘリコプターの運航状況により変わるため、詳しくは広報11月号や町ホームページでお知らせします。

問合せ／みどり担当 (内線1611~1613)